

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

民間財源検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 対馬市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の会費、寄付金、募金等民間財源の使途の透明性及びその財源の安定的な確保を目的として、対馬市社会福祉協議会民間財源検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 対馬市社会福祉協議会会員制度の普及及び会費の活用に関すること
- (2) 対馬市社会福祉協議会寄付金の活用に関すること
- (3) 善意銀行基金・地域福祉基金の運用及び活用に関すること
- (4) 共同募金配分金の活用に関すること
- (5) その他社協民間財源の確保、使途について必要と思われること

(組 織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) ボランティア代表
- (2) 対馬市議会厚生常任委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 本会地域福祉活動計画策定委員
- (5) 本会理事
- (6) 本会評議員
- (7) 市民公募
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に本会会長が必要と認めたもの

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長の指名によるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、2年間とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程ならびに役職員等旅費支給規程に準じて費用弁償を行う。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会総務・企画班に置く。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

(委員会の特例)

- 2 委員会の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。
- 3 この要綱は、平成26年7月1日より改正実施する。